

介護老人保健施設 短期入所療養介護

運 営 規 程

施行	平成12年	4月	1日
改正	平成13年	11月	1日
	平成14年	1月	21日
	平成14年	6月	1日
	平成14年	9月	1日
	平成15年	5月	1日
	平成15年	9月	1日
	平成16年	6月	1日
	平成17年	10月	1日
	平成18年	4月	1日
	平成18年	10月	1日
	平成19年	9月	1日
	平成21年	4月	1日
	平成21年	12月	1日
	平成28年	7月	1日
	平成30年	5月	31日
	平成30年	8月	10日
	令和1年	11月	1日
	令和6年	4月	1日
	令和7年	1月	1日

社会医療法人 芙蓉会

介護老人保健施設

愛和ケアホーム

(施設の目的)

第1条 介護老人保健施設愛和ケアホーム（以下「施設」という。）は、施設的环境保全に努め、家庭への復帰を目指す方々に、看護・介護・リハビリを提供し、療養生活の中で、心身の自立を支援していくことを目的としている。

(運営方針)

第2条 希望にあふれた長寿社会の実現を目指し、保健・医療・福祉の一体化に努め、利用者の方々が安心して療養生活が送れるよう、医療ケアと生活サービスによる症状回復を促進していく。日々のレクリエーションや子供とのふれあいを重視し、明るい家庭的な雰囲気以满足のいく施設運営を行う。

又、在宅サービス、介護予防サービス、通所リハビリテーション、介護老人保健施設の総合プログラムの可能性を追求していき、利用者、家族、地域の方々に満足していただける施設にすべく努力する。

- 2 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

第3条 当施設の名称、所在地等は次のとおりとする。

施設名	介護老人保健施設 愛和ケアホーム
事業者番号	2854080021
管理者名	施設長 立花 光夫
開設年月日	平成3年3月7日
所在地	兵庫県姫路市飯田三丁目95番地の1
電話番号	079-234-2119
FAX番号	079-233-2726

(従事者の職種、員数)

第4条 介護老人保健施設（短期入所療養介護）の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

医師(施設長)	1名	事務長	1名
看護職員	7名	介護職員	18.7名
支援相談員	1名	理学療法士	1.6名
管理栄養士	1名	薬剤師	0.3名

事務員 2名 介護支援専門員 1名

なお、員数については、職務の必要上増員することができることとする。

(従事者の職務内容)

第5条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

医師	入所者診療、薬剤、リハビリ処方 通所者診療
薬剤師	医師の指示を受け薬剤業務を行う
看護職員	健康管理 医療情報の管理 看護計画 ADLの介護・援助 経口維持計画
介護職員	ADLの介護・援助 介護計画 健康管理 グループワーク援助
理学療法士	機能回復、維持訓練 日常生活指導及びプログラムの作成 早期離床へ向けてのアプローチ 生きがい・やりがいのある雰囲気づくり
支援相談員	入所者及び家族の処遇上の相談 生活・行動プログラムの作成 レクリエーション等の計画・指導 市町村との連携 ボランティアの指導
管理栄養士	献立作成 栄養管理 生活（料理）の指導等 栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

介護支援専門員 施設サービス計画の立案
要介護認定・更新認定の申請手続き及び調査
ケアプランの作成

事務員 介護サービス費請求
医療・福祉サービスの企画・提供
介護サービス費の相談
福祉機能的サービスの相談・実施
社会資源、サービス情報の提供
諸緒の資料作成

(利用定員)

第6条 当施設の入所定員は、77人とする。

但し、短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申し込みしている当該日の介護老人保健施設サービスの定員数より実入所者数及び介護予防短期入所療養介護の実利用者数を差し引いた数とする。

(サービスの内容)

第7条 当施設のサービスは、利用者のあらゆる職種の職員の協議によって作成される施設サービス（短期入所療養介護）計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話とする。

- 2 介護老人保健施設Ⅰ（介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰ）の人員体制とする。
- 3 リハビリテーション職員の加配の人員体制とする
- 4 管理栄養士を配置し、栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする

(個別計画の提出)

第8条 居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業所（指定介護予防支援事業者）から短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するように努めるものとする。

(記録の整備)

第9条 指定介護老人保健施設事業者は、利用者に対する施設サービス（短期入所療養介護）の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- 1 施設サービス（短期入所療養介護）
- 2 提供した具体的なサービス内容等の記録
- 3 市町村への通知に係る記録
- 4 苦情の内容等の記録
- 5 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（利用者負担の額）

第10条 施設の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとし、当施設が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）の額とする。

3 当施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- （1） 食事・居住費の標準負担額（告示上の報酬額）
- （2） 前号に掲げるものの他、当施設のサービス提供に当たって通常必要となる日常生活上の便宜の提供に係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用。
- （3） 理美容代

4 サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとする。

（身体拘束等）

第11条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがある。この場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を身体拘束シートに記載し、同意書により利用者家族あるいは身元引受け者に同意を得ることとする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するための次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともにその結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止及び身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修（年1回以上）の実施
- (4) 成年後見制度の利用促進
- (5) 苦情解決体制の整備
- (6) 前5号に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに、これを市に通報するものとする。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第13条 当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 面会時間は午前8時より午後8時までとする。
- (2) 消灯時間は午後9時とする。
- (3) 外出・外泊は、所定の用紙に記入し、施設長の許可を得ること。
- (4) 外泊時の施設外での受診は、施設の医師の依頼文書が必要となります。緊急の場合は、まず施設に連絡をすること。
- (5) 金銭、貴重品の管理は各個人ですること。
- (6) 指定された場所以外での喫煙は禁止とする。
- (7) 宗教の勧誘活動は禁止とする。
- (8) 特定の政治活動は禁止とする。
- (9) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけることは禁止とする。
- (10) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害することは禁止とする。

（緊急時の対応）

第14条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要とみとめる場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することとする。

又、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、施設は、利用者及び身元引受者が指定する者に対し、緊急に連絡をする。

当施設の協力医療機関は以下のとおりとする。

協力医療機関（併設型）

名 称 社会医療法人 芙翔会 姫路愛和病院
住 所 姫路市飯田三丁目 2 1 9 番地の 1

協力歯科医療機関

名 称 姫路医療生活協同組合共立歯科
住 所 姫路市亀山 2 1 2 番地の 3

（非常災害対策）

第 1 5 条 当施設の非常災害対策は以下のとおりとする。

- （ 1 ） 防火管理者… 1 名
- （ 2 ） 火元責任者…各階 2 名配置
- （ 3 ） 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼します。点検の際は、防火管理者が立ち会うこと。
- （ 4 ） 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- （ 5 ） 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にある。
- （ 6 ） 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）…年 2 回以上（夜間 1 回）
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練…年 1 回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底…随時
- （ 7 ） その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（職員の服務規律）

第 1 6 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- （ 1 ） 入所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇すること。
- （ 2 ） 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- （ 3 ） お互いに協力し合い、能率の向上に努力するように心掛けること。

（職員の質の確保）

第 1 7 条 施設職員の資質向上のために、以下の研修を計画的に実施する。

- （ 1 ） 当施設の理念・運営方針を浸透させるための継続的な研修活動。

- (2) ケアサービス等の技術の向上を図るための定期的研修活動。
 - (3) 活力ある施設を維持するために、外部研修および関連団体の大会等への参加。
 - (4) 専門資格取得のための学習会
- (職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会医療法人芙蓉会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事するものは、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように、水廻り設備、厨房設備の衛生的な管理を行う。
- 3 管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便検査を行う。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないように指導教育を適時行う。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。

附則

- この運営規程は平成12年 4月 1日より施行する。
- この運営規程は平成13年 11月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成14年 1月 21日より一部改正する。
- この運営規程は平成14年 4月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成14年 6月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成14年 9月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成15年 5月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成15年 9月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成16年 6月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成17年 10月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成18年 4月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成18年 10月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成19年 9月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成21年 4月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成21年 12月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成28年 7月 1日より一部改正する。
- この運営規程は平成30年 5月 31日より一部改正する。
- この運営規程は平成30年 8月 10日より一部改正する。
- この運営規程は令和 1年 11月 1日より一部改正する。
- この運営規程は令和 6年 4月 1日より一部改正する。
- この運営規程は令和 7年 1月 1日より一部改正する。